

えん罪を防止するための刑事司法改革グランドデザイン

2020年度版

2018年（平成30年）10月23日

改訂 2020年（令和2年）11月17日

日本弁護士連合会

目次

1	グランドデザインの目的と視点	1
2	刑事司法の現状・問題点と当連合会の意見	4
2-1	捜査機関による取調べ	4
2-1-1	捜査機関による取調べの現状と問題点	4
2-1-2	捜査機関による取調べに関する当連合会の意見	8
2-2	逮捕	10
2-2-1	逮捕の現状と問題点	10
2-2-2	逮捕に関する当連合会の意見	12
2-3	被疑者勾留	13
2-3-1	被疑者勾留の現状と問題点	13
2-3-2	被疑者勾留に関する当連合会の意見	17
2-4	起訴	20
2-5	被告人勾留と保釈	21
2-5-1	被告人勾留と保釈の現状と問題点	21
2-5-2	被告人勾留と保釈に関する当連合会の意見	24
2-6	第一審	25
2-6-1	第一審の現状と問題点	25
2-6-2	第一審に関する当連合会の意見	30
2-7	控訴・上告	33
2-7-1	控訴・上告の現状と問題点	33
2-7-2	控訴・上告に関する当連合会の意見	35
2-8	再審	35
2-8-1	再審の現状と問題点	35
2-8-2	再審に関する当連合会の意見	37
3	えん罪原因の調査究明	38
	関連意見書一覧	39

1 グランドデザインの目的と視点

国が、罪を犯していない人に犯罪の嫌疑をかけ、その生命や自由を奪うことは、重大な人権侵害である。罪を犯していない人を死刑に処することが、取り返しのつかない人権侵害であることは論を俟たない。罪を犯していない人を刑務所に収容することも、その人の人生を破壊するものである。執行猶予付きの判決であっても、犯罪者というレッテルは、罪を犯していない人に重くのしかかることになる。裁判で有罪判決を受けなくても、犯罪の嫌疑を理由として身体を拘束されることは、罪を犯していない人の生活に深刻な打撃を与える。こうしたえん罪¹を防止することは、刑事司法の最も重要な課題である。

しかし、日本の刑事司法において、えん罪の防止が十分に図られてきたと言うことはできない。「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する」ことは、国際的に確立した原則である（自由権規約14条2項）。しかし、取調べにおける供述の強要や、犯罪の嫌疑を否認する市民に対する長期間の身体拘束に表れているように、日本の刑事司法の現実の運用において、無罪と推定される権利が十分に尊重されてきたと言うことは困難である。

日本では、近年発覚した代表的なものだけでも、次のようなえん罪事件が発生している。

図表1 近年発覚した代表的なえん罪事件

年	事件（判決）
2007	志布志事件(鹿児島地裁平成19年2月23日無罪判決)
	氷見事件(富山地裁高岡支部平成19年10月10日再審無罪判決)
2010	足利事件(宇都宮地裁平成22年3月26日再審無罪判決)
	郵便不正・厚生労働省元局長事件(大阪地裁平成22年9月10日無罪判決)
	北九州爪ケア事件(福岡高裁平成22年9月16日無罪判決)
2011	布川事件(水戸地裁土浦支部平成23年5月24日再審無罪判決)
2012	パソコンの遠隔操作による脅迫メール事件
	東京電力女子社員殺人事件(東京高裁平成24年11月7日再審無罪判決)

¹ 「えん罪」という言葉には幾つかの意味があるが、本グランドデザインにおいては、国が、罪を犯していない人に犯罪の嫌疑をかけ、その生命や自由を奪うことを指す言葉として、これを用いる。

2015	大阪市強姦虚偽証言再審事件(大阪地裁平成27年10月16日再審無罪判決)
2016	東住吉事件(大阪地裁平成28年8月10日再審無罪判決)
2019	松橋事件(熊本地裁平成31年3月28日再審無罪判決)
2020	湖東事件(大津地裁令和2年3月31日再審無罪判決)

これらのえん罪事件においては、捜査機関が虚偽供述を強要するなどし、裁判所も、罪を犯していない人の身体を長期間にわたり拘束する判断をしたことなどが明らかになっている。これらの事件は、真犯人の出現や決定的な証拠の発見という事情によって、えん罪であることが発覚したものであり、いまだ発覚していないえん罪を少なく見積もることはできない。日本の刑事司法は、えん罪の防止という最も重要な課題を達成するために、抜本的な改革を必要とする状況にある。

本グランドデザインは、刑事司法に関する様々な課題のうち、えん罪を防止するための刑事司法改革の全体構想を示すことを目的とするものである。えん罪の防止のために、当連合会は、様々な意見を取りまとめ、公表している。本グランドデザインでは、現行の日本の刑事司法の下で、罪を犯していない市民が犯罪の嫌疑をかけられたときに経験することとなる手続の各場面の問題点と、それに関する当連合会の意見の概要を明らかにする。本グランドデザイン中に記載している当連合会の意見は、意見書の要約であり、意見書の全文については、当連合会のウェブサイトを参照されたい。

刑事司法に関しては、えん罪の防止のほかにも、子どもの権利、刑事手続と人権、重罰化・処罰範囲の拡大と人権、死刑をめぐる人権、刑事被拘禁者の人権、罪を犯した人の人権、犯罪被害者の人権等、当連合会が取り組む様々な重要課題があり²、当連合会は、死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求め、その実現のために全力を尽くすことを宣言している³。刑事手続の適正は、えん罪であるか否かにかかわらず保障されなければならないし、罪を犯した人に刑罰が科される場面でも、人権の制限は必要最小限でなければならないことは、もとより当然である。

² 「人権のための行動宣言2019」(2019年10月)

³ 「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」(2016年10月)、「死刑制度の廃止並びにこれに伴う代替刑の導入及び減刑手続制度の創設に関する基本方針」(2019年10月)

刑法や刑事訴訟法については、時代の変化に応じて改正が繰り返されており、刑事司法の現場では次々と新たな問題が発生し、当連合会においては、制度改革の議論が途切れることなく続けられている。えん罪を防止するための刑事司法改革は、継続を要する作業であり、当連合会はこれからも、刑事司法の問題点を把握し、それを改善するための意見を取りまとめ、公表していくことになる。本ブランドデザインも、それに応じて、改訂を重ねることが予定されている。

2 刑事司法の現状・問題点と当連合会の意見

2-1 捜査機関による取調べ

2-1-1 捜査機関による取調べの現状と問題点

罪を犯していない市民が捜査機関から犯罪の嫌疑をかけられると、警察署や検察庁への出頭を求められたり、逮捕されたりして、取調べを受けることを迫られる。

長時間・多数回・長期間の取調べ

取調べは、通常、警察署や検察庁の施設内にある取調室という密室で行われる。取調べが極めて長時間にわたり行われることが、日本の刑事司法の際立った特徴である。現行法上、取調べの時間や回数に厳格な制限はなく、長時間の取調べが多数回・長期間にわたって行われることもある。そのような取調べは、犯罪の嫌疑をかけられた市民に、大きな精神的・身体的・経済的負担を課している。

虚偽の自白・供述の強要

日本の捜査機関は、取調べにおいて、中立的に事情を聴取するのではなく、捜査機関が抱えている犯罪の嫌疑を認めさせるための追及を行っており、その結果、虚偽供述が強要される事態が発生している。近年発覚したえん罪事件のうち、志布志事件、氷見事件、足利事件、郵便不正事件、北九州爪ケア事件、布川事件、パソコンの遠隔操作による脅迫メール事件及び東住吉事件で、いずれも捜査機関の取調べにより、虚偽の自白・供述が強要されたことが明らかになっている。捜査機関からは、被疑者の「反省・悔悟」を促すことが取調べの機能であると主張されることがある。しかし、こうした発想は前近代的であり、えん罪の防止が軽んじられていることの表れである。罪を犯していない市民は、真実の供述をしても、「反省・悔悟」を促そうとする取調官から、それは虚偽の弁解であり、「反省・悔悟」の不足の表れであると決め付けられて、捜査機関が抱えている犯罪の嫌疑を認めるよう追及されることになる。

在宅被疑者の取調べ

警察署や検察庁への出頭を求められた、いわゆる在宅被疑者が、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができることは、刑事訴訟法に明記されている（198条1項ただし書）。しかし、出頭・退去の自由を確保する措置がとられていると言うことはできず、捜査機関の要求に応じなければ逮捕されるおそれもある状況で、出頭を拒んだり、退去したりすることは、容易でない。捜査機関の見立てに沿った供述をしなければ身体を拘束されるのではないか、という恐怖心は、虚偽の供述をする動機となっている。志布志事件、足利事件、パソコンの遠隔操作による脅迫メール事件、郵便不正・厚生労働省元局長事件、東住吉事件、松橋事件及び湖東事件では、在宅被疑者としての取調べで、虚偽自白・供述が強要されている。

身体拘束下での取調べ

取調べにおいて、捜査機関が抱いている犯罪の嫌疑を認めさせる圧力は、逮捕・勾留され、自由を奪われ、外部とのアクセスを遮断され、生活を管理されることにより、一段と強力なものとなる。捜査機関の見立てに沿った供述をしなければいつまで身体拘束が続くか分からないという恐怖心は、虚偽の供述をする動機となっている。憲法は、被疑者に黙秘権を保障しており（38条1項）、このことから、逮捕・勾留されている被疑者についても、取調べを受忍する義務はないと解するのが、学説上も通説である。しかし、捜査機関は、逮捕・勾留された被疑者には取調べ受忍義務があるとする見解に基づき、被疑者が黙秘権を行使しても、取調べを続行し、捜査機関の抱いている犯罪の嫌疑を認めさせようとするのが常態化している。裁判所も、そのような取調べの運用を容認している。

犯罪の嫌疑を否認する市民に課される不利益

罪を犯していない市民が、罪を犯していないからこそ犯罪の嫌疑を否認すると、そのことを勾留や保釈の判断に当たり、不利益に取り扱う運用が行われている。罪を犯していない市民にとって、否認し続けるといつまで身体拘束されるか分からないことは、甚大な精神的苦痛を与えるものであり、捜査機関が抱いている犯罪の嫌疑を認めさせる強大な圧力となっている。日本が1999年に加入した拷問等禁止条約は、「身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること…を目的として…、公務員その他の公的資格で行動する者により…行われるもの」を「拷問」（1条1項）と

して禁止している。郵便不正・厚生労働省元局長事件では、いつまで身体拘束されるか分からないという恐怖と苦痛に耐えかねた「共犯者」が、検察の描いた筋書きに沿った内容虚偽の供述調書に署名・押印したことが明らかになっている。

供述調書

取調官は、取調べにおいて供述調書を作成するが、供述調書に取調官の質問と被疑者の発言が正確に記載されることはない。取調官は、記載する事項や表現を選択し、被疑者の発言のニュアンスを変え、時として被疑者が全く発言していないことを記載するなどして、供述調書を作成している。そのようにして作成された供述調書であっても、被疑者に署名・押印させることにより、刑事裁判における有罪認定の証拠として用いられている。

本人以外の取調べでも作られるえん罪

取調べは、本人以外にも、目撃者や被害者といった参考人や、「共犯者」とされる被疑者に対しても行われ、それらの者の供述調書も作成される。人の供述は、知覚・記憶・表現・叙述の各過程に誤りが介入しやすく、変容しやすい証拠である。罪を犯していない市民が、自らは捜査機関が抱えている犯罪の嫌疑を否認し続けることができたとしても、本人以外が捜査機関の描いた筋書きに沿った供述をすることにより、えん罪は作られる。郵便不正・厚生労働省元局長事件では、元局長自身は犯罪の嫌疑を否認し続ける中で、多数の関係者が検察の描いた筋書きに沿った内容虚偽の供述調書に署名・押印させられていたことが明らかになっている。

取調べの録音・録画

2016年の刑事訴訟法改正により、取調べの録音・録画制度が創設されたが、捜査機関に録音・録画義務が課されるのは、裁判員制度対象事件（「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」及び「短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件」）並びに検察官独自捜査事件（「司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件」）について、逮捕・勾留されている被疑者を取り調べる場合に限られている（刑事訴訟法301条の2第4項）。これらの事件は、刑事裁判全体の3%にも満たず、大部分の事件は、録音・録画義務の対象外とされている。また、捜査機関は、被疑者を正面から撮影する方式

を採用しており，専ら被疑者にカメラを向けた映像は，自白の任意性を認めるバイアスを与えるおそれも指摘されている。

弁護人の立会いのない取調べ

憲法は，弁護人に依頼する権利を保障している（34条，37条3項）。罪を犯していないにもかかわらず，犯罪の嫌疑をかけられた市民が最も弁護人の援助を必要とするのは，取調べの場面である。しかし，実務上，被疑者又は弁護人がその立会いを求めても，捜査機関は弁護人を立ち会わせることなく取調べを実施するのが通例となっており，取調べにおける弁護人の援助は妨げられている。

少年や知的障がい者に対する取調べ

犯罪の嫌疑は，未熟で，言語能力が低く，自己防御力に乏しい少年や，被誘導性・迎合性の高い知的障がいのある被疑者等に対してかけられることもある。現在行われている取調べは，虚偽の供述を生み，えん罪を引き起こす危険のあるものであるが，これらの少年や知的障がい者に対して行われるとき，その危険は一層大きいものとなる。

国連拷問禁止委員会の所見⁴

国連拷問禁止委員会は，2013年5月29日に採択した「日本の第2回定期報告についての総括所見」において，「締約国の司法制度が，実務上，自白に強く依存しており，自白はしばしば弁護士がいない状態で代用監獄での拘禁中に獲得される。委員会は，叩く，脅す，眠らせない，休憩なしの長時間の取調べといった虐待について報告を受けている」「すべての取調べの間，弁護人を立ち会わせることが義務的とされていない」「警察拘禁中の被拘禁者の取調べが適切な行為であることを証明するための手段が欠けている」「特に，連続的な取調べの持続に対して厳格な時間制限がない」ことについて，「深刻な懸念を抱いている」と表明し，「取調べ時間の長さについて規程を設け，その不遵守に対しては適切な制裁を設けること」「刑事訴追における立証の第一次的かつ中心的な要素として自白に依拠する実務を終わらせるために，犯罪捜査手法を改善すること」「取調べの全過程の電子的記録といった保護

⁴ 国連拷問禁止委員会は日本政府に何を求めたか～自由を奪われた人々への非人道的な取扱の根絶を求めて～（2013年9月）

措置を実施し、その記録が法廷で利用可能とされることを確実にすること」を求めている。

国連自由権規約委員会の所見⁵

国連自由権規約委員会も、2014年7月23日に採択した「第6回日本定期報告書審査にかかる総括所見」において、「委員会は、…尋問行動について厳格な規則がないことに懸念を表明し」、「取調べのビデオ録画の義務付けられた範囲が限られたものであることを遺憾とする」と表明し、「すべての被疑者が身体拘束の瞬間から弁護人の援助を受ける権利を保障され、かつ、弁護人が取調べに立ち会うこと」「尋問の方法、尋問継続時間の厳格なタイムリミットと完全なビデオ録画を定める立法措置」「都道府県公安委員会から独立し、かつ、取調べ中に行われた拷問や不当な取扱いの申立てについて迅速、不偏公平かつ効果的に調査する権限を持つ不服審査のメカニズムに向けた見直し」を保障することを求めている。

2-1-2 捜査機関による取調べに関する当連合会の意見

取調べ受忍義務のないことの明確化

逮捕・勾留されている被疑者に取調べを受忍する義務のないことを、刑事訴訟法上明確にすべきである。憲法が黙秘権を保障しているにもかかわらず、捜査機関が被疑者に取調べを拒む権利を認めず、長時間にわたる糾問的な取調べを行うことにより、虚偽自白の強要が行われている。虚偽自白の強要によるえん罪を防止するためには、被疑者に取調べ受忍義務がないことを明確にする必要がある。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その1)」)

弁護人を取調べに立ち会わせる権利の明定

取調官は、被疑者又は弁護人の申出を受けたときは、弁護人を取調べに立ち会わせなければならない旨を刑事訴訟法に明定すべきである。捜査機関が弁護人立会いを妨げて取調べを行うことは、弁護人の援助を受ける権利を不当に制限するものであり、自由に黙秘権を行使することが困難な状

⁵ 第6回政府報告書審査をふまえて「自由権規約委員会は日本政府にどのような改善を求めているのか」(2015年8月)

況を作り出して取調べを行うことは、黙秘権を実質的に侵害するものである。虚偽自白の強要によるえん罪を防止するためには、弁護人を取調べに立ち合わせる権利を確立することが必要である。

(「弁護人を取調べに立ち合わせる権利の明定を求める意見書」,

「弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言

—取調べへの立会いが刑事司法を変える」)

取調べ録音・録画義務の対象拡大等

取調べ録音・録画制度の対象を拡大し、在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、全ての事件の取調べの全過程の録音・録画を義務付けるべきである。不適正な取調べと供述調書は、日本の刑事司法におけるえん罪の主要な原因である。えん罪を防止するためには、不適正な取調べを防止し、被疑者の権利を確保し、内容虚偽の供述証拠が作成されることを防止するとともに、取調べの状況及び供述の経過を客観的に検証できるようにする必要がある。そのためには、取調べの全過程について、録音・録画が義務付けられるべきである。その必要性は、一部の事件に限られるものでも、被疑者が逮捕・勾留されている事件に限られるものでもない。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書 (その1)」)

また、供述の任意性等を公正に判断するためには、バイアスを与えるような不適切な撮影方向で録画がなされるべきではない。被疑者を正面から撮影する現在の方式は、改められるべきである。

(「取調べの録画の際の撮影方向等についての意見書」)

取調べ時間の規制

取調べの連続時間、1日当たりの時間及び時間帯に規制を設けるべきである。長時間の取調べや深夜にわたる取調べは、心身の疲労により正確・適切な供述を困難にし、取調べを受けることについての自由意思の確保も危うくするものである。長時間の取調べにより被疑者を疲弊させて、自白や捜査機関の筋書きに沿った供述調書を獲得するような捜査は、えん罪を生じさせる危険の大きいものであり、規制の必要がある。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書 (その1)」)

知的障がいのある被疑者等に対する取調べ

知的障がいのある被疑者等の取調べについては、捜査機関から独立した中立な立場の者であり、かつ、原則として、障がいの内容、程度あるいは特性を十分理解している者が立ち会うものとすべきである。

知的障がいのある被疑者等の取調べに入る前に、当該被疑者等の障がいについて、必ず専門家による十分なアセスメントを行い、取調官及び立会人において当該被疑者等の障がい特性や供述特性を把握した上で、これに配慮した取調べを行うものとすべきである。

全国各地に中立かつ障がい特性等を十分理解した立会人の担い手を確保するため、地域に根差した立会人ボランティアのネットワークを構築し、十分な研修を行い、適格な立会人の養成を行えるよう、人的・物的支援を行うべきである。

(知的障がいのある被疑者等に対する取調べの立会いの制度化に向けた意見書)

2-2 逮捕

2-2-1 逮捕の現状と問題点

捜査機関から犯罪の嫌疑をかけられた市民は、捜査機関により逮捕されることがある。2019年、警察又は検察で、合計11万1402人が逮捕されている(自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く。)⁶。逮捕されると、最大72時間、警察の留置施設や拘置所で身体を拘束される。釈放されるまでの間、自由を奪われ、電話やインターネットによる外部とのアクセスも遮断され、生活を管理された状態に置かれることになる。

逮捕状の審査の実情

逮捕は、現行犯人の場合のほかは、捜査機関の請求を受けて裁判官が発する令状に基づいて行われる。令状は、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があり、逮捕の必要性がある場合に発するものとされているが(刑事訴訟法199条)、犯罪の嫌疑をかけられた市民に反論・反証の機会とは与え

⁶ 検察統計年報2019年「最高検、高検及び地検管内別 既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員—自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く—」

られていない。逮捕については、不服申立てをすることもできず、逮捕の理由や必要性の根拠とされた資料を事後的に確認する権利も認められていない。2019年、裁判官が発した逮捕状の総数は8万5658人（98.5%）であるのに対し、裁判官が逮捕状の請求を却下したのは88人（0.1%）にすぎない（捜査機関が逮捕状の請求を取り下げたのが1227人〔1.4%〕）⁷。

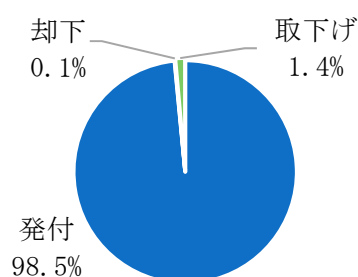
図表 2-1 逮捕状処分別人員

(2019年・全裁判所)

	人員	比率
発付	85,658	98.5%
却下	88	0.1%
取下げ	1,227	1.4%

図表 2-2 逮捕状処分別比率

(2019年・全裁判所)



国選弁護人に依頼できない逮捕段階

憲法は、弁護人に依頼する権利を保障しているが（34条、37条3項）、現行刑事訴訟法上、勾留されるまでは、国選弁護人の選任を求めることができない。貧困等の理由により、自ら弁護人を依頼できない市民は、その助言を受けることもできないまま、自由を奪われ、外部とのアクセスを遮断され、生活を管理された状態で、取調べを受け、捜査機関と対峙することを余儀なくされている。

国連拷問禁止委員会の所見⁸

国連拷問禁止委員会は、2013年5月29日に採択した「日本の第2回定期報告についての総括所見」において、「被疑者が、とりわけ逮捕から最初の72時間は弁護士へのアクセスが制限され、保釈の可能性がない状態で最長23日間、拘禁されうることを深く遺憾に思う。」と表明している。

⁷ 司法統計令和元年刑事事件編第15表「令状事件の結果区分及び令状の種類別既済人員－全裁判所及び全高等・地方・簡易裁判所」

⁸ 国連拷問禁止委員会は日本政府に何を求めたか～自由を奪われた人々への非人道的な取扱の根絶を求めて～（2013年9月）

2-2-2 逮捕に関する当連合会の意見

取調べ前に弁護士の助言を受ける機会の保障

逮捕された被疑者に対し、取調べを受ける前に弁護士の助言を受ける機会を保障し、被疑者が申し出たときは、取調べを開始する前に、弁護士の接見をさせなければならないものとすべきである。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書 (その3)」)

被疑者国選弁護制度の拡大

逮捕されている全ての被疑者に、国選弁護人の選任を請求する権利を認めるべきである。憲法は、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」と定めている。逮捕された被疑者が、弁護人の助言も受けることのできないまま、防御権を適切に行使することは困難であり、えん罪を防止するためには、国選弁護人請求権を逮捕された被疑者にまで拡大することが必要である。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書 (その3)」)

逮捕状請求書の閲覧・謄写

捜査機関に対し、逮捕状請求書に添付資料の標目を記載すること、並びに、請求書及び添付資料の謄本を提出することを義務付け、裁判官が謄本を保存するものとし、逮捕状の執行を受けた被疑者又は弁護人は、請求書の謄本を閲覧・謄写できるものとすべきである。

(「捜査段階で裁判所が関与する手続の記録の整備に関する意見書」)

不服申立て制度の整備

罪を犯していない市民が身体を拘束される事態を最小限にするため、逮捕に対する不服申立て（準抗告）をすることができるようにするべきである。

(「勾留・保釈制度改革に関する意見書」)

2-3 被疑者勾留

2-3-1 被疑者勾留の現状と問題点

犯罪の嫌疑をかけられて逮捕された市民は、検察官の請求を受けた裁判官が発する勾留状により、勾留されることがある。勾留されると、刑事訴訟法の原則上は10日間、自由を奪われ、外部とのアクセスを遮断され、生活を管理された状態で、取調べを受けることを余儀なくされる。

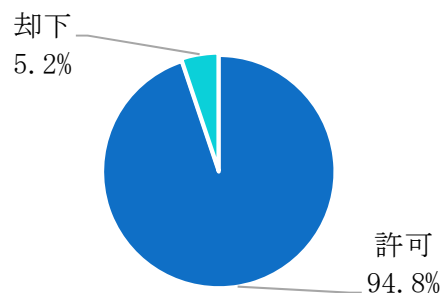
勾留状の審査の実情

勾留状は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、「定まつた住居を有しないとき」「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」又は「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき」に発するものとされている(刑事訴訟法207条1項, 60条1項)。勾留の裁判をするに当たり、被疑者に対し被疑事件を告げ陳述を聴く手続(勾留質問)が行われるが(刑事訴訟法207条1項, 61条)、その手続は、弁護人の立会いもなく行われている。勾留の根拠とされた資料を事後的に確認する権利も認められていない。2019年、逮捕された被疑者のうち、検察官の請求を受けて裁判官が勾留状を発した人員は9万0359人(94.8%)であるのに対し、裁判官が勾留請求を却下した人員は4919人(5.2%)にすぎない(自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く。) ⁹。

図表 3-1 勾留許可・却下別人員
(2019年・全検察庁)

	人員	比率
許可	90,359	94.8%
却下	4,919	5.2%

図表 3-2 勾留許可・却下別比率
(2019年・全検察庁)



⁹ 検察統計年報2019年「最高検、高検及び地検管内別 既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員－自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く－」

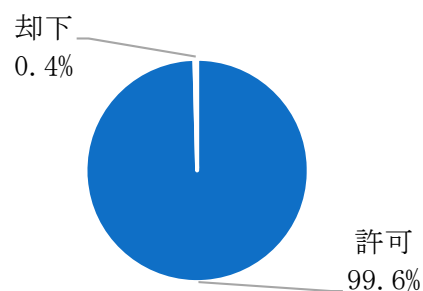
原則と例外が逆転した勾留期間の延長

刑事訴訟法上、被疑者勾留期間は原則として10日間であるが、「やむを得ない事由」があるときは、検察官の請求により、延長することができるものとされている。2019年、被疑者の勾留人員総数9万0377人のうち、5万8434人(64.7%)につき勾留期間延長の請求がなされている(自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く。)。その請求を受けて、裁判官が勾留期間延長を許可したのは5万8210人(99.6%)であるのに対し、却下したのは224人(0.4%)にすぎず¹⁰、原則と例外を逆転した運用が行われている。

図表 4-1 勾留延長許可・却下別人員
(2019年・全検察庁)

	人員	比率
許可	58,210	99.6%
却下	224	0.4%

図表 4-2 勾留延長許可・却下別比率
(2019年・全検察庁)



少年の勾留

少年法は、検察官は、少年の被疑事件においては、やむを得ない場合でなければ、勾留を請求することができないものとし(43条3項)、原則的には勾留に代わる観護措置を採るべきものとしている。しかし、実際には、大半の事例で勾留がなされており、少年法の規定に反する事態が生じている。

犯罪の嫌疑を否認する市民に課される不利益

10日以上にわたり身体を拘束して、自由を奪い、外部とのアクセスを遮断し、生活を管理する勾留は、犯罪の嫌疑をかけられた市民に大きな精神的・身体的・経済的負担を課すものである。しかも、罪を犯していない市民が、

¹⁰ 検察統計年報2019年「最高検、高検及び地検管内別 既済となった事件の被疑者の勾留後の措置、勾留期間別及び勾留期間延長の許可、却下別人員－自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く－」

罪を犯していないからこそ、犯罪の嫌疑を否認すると、そのことから、逃亡や罪証隠滅のおそれがあるなどとして、勾留や勾留延長の判断に当たり、不利益に取り扱うことが行われている。このような運用は、自由と引き換えに、捜査機関が抱えている犯罪の嫌疑を認めさせる手段として機能しており、特に罪を犯していない市民の人権を侵害するものである。

不服申立てと保釈の制限

勾留の裁判に対しては、不服申立て（準抗告）をすることができるが、刑事訴訟法には、「犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をすることはできない」という規定が存在する（420条3項）。また、刑事訴訟法207条1項ただし書により、起訴されるまでは、保釈も認められていない。

勾留理由開示の実情

憲法は、拘禁された市民に、その理由を公開の法廷で示すことを要求する権利を保障している（34条）。しかし、勾留理由開示の請求をしても、裁判官は、勾留の要件に該当する旨を形式的に述べるのみで、実質的理由を何ら明らかにしない運用が定着している。

代用監獄と拘置所における接見の制限

刑事訴訟法上、勾留された被疑者は、拘置所等の刑事施設に収容されるものとされている（64条）。しかし、勾留された被疑者のほとんどは、警察の留置施設（代用監獄）に収容され、警察によって生活を管理される中で、取調べを受けることを余儀なくされている。警察がこれほど長期間にわたり市民を拘禁することが許されているのは、諸外国にほとんど例を見ない。他方、拘置所は、夜間・休日の接見を制限しており、そのため、拘置所に収容された被疑者は、十分に弁護人と接見することができないという事態が発生している。

接見・秘密交通権の侵害

刑事訴訟法は、被疑者と弁護人との接見・秘密交通権を規定している（39条1項）。しかし、検察官又は警察官が、被疑者の取調べに当たり、弁護人との接見内容を聴取する行為がいまだに後を絶たない。また、実務上、面会室内での写真撮影や録音は一般的に制限されており、弁護人による被疑者の受傷状況や精神状態の証拠保全が妨げられている。

弁護人以外の者との接見等の禁止

勾留されている被疑者は、裁判所の決定により、弁護人以外の者との接見や書類その他の物の授受が禁止（接見禁止）されることもある。接見禁止は、勾留された市民を孤立させ、大きな精神的負担を与えるものである。2018年の接見禁止決定数は3万5885件であり、接見禁止決定率（勾留請求許可人員に占める接見禁止決定数の割合）は37.7%である¹¹。

弁護人の人数の制限

2016年の刑事訴訟法改正により、2018年6月から、勾留された全ての被疑者に対し、国選弁護人請求権が認められることとなった。ただし、国選弁護人の人数は、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件」において裁判官が特に必要があると認める場合に更に1人を付することができるのを除いて、1人に限られている（刑事訴訟法37条の5）。私選弁護人についても、裁判所が特別の事情があるものと認めて許可をした場合を除いて、3人を超えることができないものとされている（刑事訴訟規則27条1項）。このような弁護人の人数の規制は、複雑な事案において、弁護人と十分な接見をして、助言を受けることを困難にしている。

国連拷問禁止委員会の所見¹²

国連拷問禁止委員会は、2013年5月29日に採択した「日本の第2回定期報告についての総括所見」において、「被疑者が、とりわけ逮捕から最初の72時間は弁護士へのアクセスが制限され、保釈の可能性がない状態で最長23日間、拘禁されうることを深く遺憾に思う。」「警察留置場での起訴前拘禁に対する効果的な司法的統制の欠如、独立した効果的な査察及び不服申立メカニズムの欠如もまた、深刻な懸念事項である。」「委員会は、こうした起訴前拘禁制度の廃止ないし改革は必要ではないとの締約国の立場を遺憾とする」と表明している。

国連自由権規約委員会の所見¹³

¹¹ 「弁護士白書 2019年版」92頁

¹² 国連拷問禁止委員会は日本政府に何を求めたか～自由を奪われた人々への非人道的な取扱いの根絶を求めて～（2013年9月）

¹³ 第6回政府報告書審査をふまえて「自由権規約委員会は日本政府にどのような改善を求めているのか」（2015年8月）

国連自由権規約委員会も、2014年7月23日に採択した「第6回日本定期報告書審査にかかる総括所見」において、「委員会は、締約国が、利用可能な資源が不足していること及びこの制度が犯罪捜査にとって効率的であることを理由として、代用監獄の使用を相変わらず正当化していることを遺憾とする。委員会は、起訴前に、保釈の権利がないこと、また国選弁護人の援助を受ける権利がないことが、代用監獄において強制的な自白を引き出す危険を強めていることを依然として懸念する。」と表明し、「起訴前の拘禁中に、保釈など、勾留に代わる措置を、当然考慮すること」を求めている。

2-3-2 被疑者勾留に関する当連合会の意見

勾留に関する原則の明文化

日本の刑事司法においては、罪を犯していない市民が、嫌疑を否認していることを理由に長期間身体を拘束され、重大な精神的・身体的・経済的不利益を被っている。捜査機関は、身体拘束を手段として、捜査機関の抱く犯罪の嫌疑を認めることを強要し、防御権の行使を妨げており、それによって、えん罪は作られている。

勾留の濫用によるえん罪を防止するため、刑事訴訟法に、被疑者及び被告人は原則として身体拘束されないこと（身体不拘束原則）を明記すべきである。

（「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その1）」）

勾留に関する裁判においては、被疑者又は被告人の防御権を踏まえ、被疑者又は被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならないこと（否認・黙秘の不利益取扱いの禁止）、勾留に関する裁判においては、犯罪の軽重及び被疑者又は被告人が釈放されないことによって生ずる防御上又は社会生活上の不利益の程度を考慮しなければならないこと（比例原則）を、明文で規定すべきである。

（「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）」）

勾留に代替する住居等制限命令制度

勾留に代替する手段として、次のような住居等制限命令制度を創設し、その命令では目的を達成できない場合に限り、勾留することができるものとすべきである。

裁判所（裁判官）は、被告人又は被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき又は逃亡し若しくは逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときは、被告人又は被疑者に対し、2か月以内の期間を定めて、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な命令（住居等制限命令）をすることができるものとすべきである。

そして、裁判所（裁判官）は、被告人又は被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、住居等制限命令に違反したとき、又は、住居等制限命令を受けてもこれに従わず、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき若しくは逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときに限り、これを勾留することができるものとすべきである。

（「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）」）

勾留質問への弁護人の立会い

重大な人権制限である勾留の判断を慎重なものとするため、弁護人が勾留質問に立ち会い、意見を述べるべきものとすべきである。

（「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）」）

弁護人の人数規制の撤廃等

えん罪を防止するためには、弁護人と十分に接見し、助言を受けて、防御権を行使できるようにすることが必要である。そのために、弁護人の数についての不合理な規制は撤廃されなければならない。

被疑者の弁護人の数を規制する刑事訴訟規則27条は削除されるべきである。

さらに、刑事訴訟法37条の5を改正し、対象事件を限定することなく、必要な数の国選弁護人を選任できるようにすべきである。

（「被疑者国選弁護人の複数選任制度に関する意見書」）

接見・秘密交通権の確立

検察官又は警察官が、被疑者の取調べに当たり、弁護人との接見内容を聴取する行為は、接見・秘密交通権を侵害し、弁護活動を妨害するもので、

およそ許されないことを明確にすべきである。

(「接見・秘密交通権確立についての意見書」)

弁護人による面会室内での写真撮影や録音の制限や検査は撤廃されなければならない、これらの行為を制限する旨の掲示物は直ちに撤去されるべきである。

(「面会室内における写真撮影(録画を含む)及び録音についての意見書」)

代用監獄の廃止

勾留された被疑者は、警察施設でない拘置所に収容すべきであり、代用監獄は廃止すべきである。代用監獄制度は、取調室と同じ警察の留置施設に勾留することによって、自白を強要する温床となっている。

(「人権のための行動宣言2019」)

勾留請求書の閲覧・謄写

検察官に対し、勾留請求書に添付資料の標目を記載すること、並びに、請求書及び添付資料の謄本を提出することを義務付け、裁判官が謄本を保存するものとし、勾留状の執行を受けた被疑者又は弁護人は、請求書の謄本を閲覧・謄写できるものとするべきである。

(「捜査段階で裁判所が関与する手続の記録の整備に関する意見書」)

勾留に対する不服申立ての拡充

罪を犯していない市民が勾留されたとき、犯罪の嫌疑がないことを理由に不服申立てをする権利を保障し、えん罪を防止すべきである。刑事訴訟法429条2項を削除して、裁判官がした勾留決定に対し、犯罪の嫌疑がないこと(罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がないこと)を理由として準抗告をすることができることを明確にするべきである。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その3)」)

起訴前保釈

罪を犯していない人の自由を奪うことや、身体拘束を手段とする自白の強要を防止するためには、罪証の隠滅や逃亡を防止するため本当に必要な場合に限って、身体を拘束するものとするべきであり、保証金を納付させることによってそれらを防止することができる場合には、身体拘束を避ける

べきである。刑事訴訟法207条1項ただし書を削除し、公訴提起前に保釈をすることができるものとすべきである。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その3)」)

2-4 起訴

犯罪の嫌疑をかけられた市民は、検察官が訴追を必要と判断したとき、起訴され、刑事裁判を受けることになる。2019年、検察庁の既済総数73万2563人のうち、検察官が起訴した人員は15万5373人(21.2%)、不起訴処分とした人員は47万0014人(64.2%)である(道路交通法等違反被疑事件を除く。) ¹⁴。

「起訴猶予」が多くを占める不起訴

不起訴処分には、「罪とならず」(被疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき又は犯罪の成立を阻却する事由のあることが証拠上明確なとき)、「嫌疑なし」(被疑事実につき、被疑者がその行為者でないことが明白なとき、又は犯罪の成否を認定すべき証拠のないことが明白なとき)や「嫌疑不十分」(被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なとき)のほかに、「起訴猶予」(被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないとき)が含まれている。2019年に検察官がした不起訴処分のうち、起訴猶予が41万4116人(88.1%)を占めており、4万0026人(8.5%)が嫌疑不十分である。捜査機関に犯罪の嫌疑をかけられ、逮捕・勾留された後に、不起訴となった市民が刑事補償を受けることができるのは、「罪とならず」又は「嫌疑なし」の場合のほか、「その者が罪を犯さなかったと認めるに足りる事由があるとき」に限られている(被疑者補償規程4条)。罪を犯していない市民が「起訴猶予」や「嫌疑不十分」とされたときに、これを不服として争う手続は整備されていない。

¹⁴ 検察統計年報2019年「検察庁別 被疑事件の受理、既済及び未済の人員—道路交通法等違反被疑事件を除く—」

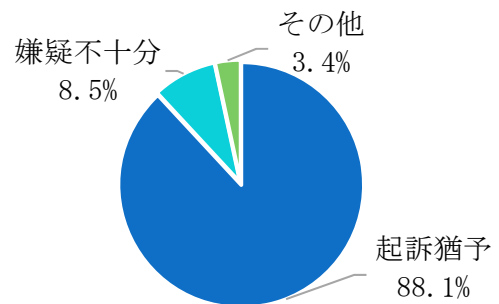
図表 5-1 不起訴処分別人員

(2019年・全検察庁)

	人員	比率
起訴猶予	414,116	88.1%
嫌疑不十分	40,026	8.5%
その他	15,872	3.4%

図表 5-2 不起訴処分別比率

(2019年・全検察庁)



不起訴とされた共犯者の供述

共犯事件においては、共犯者とされる者が、捜査機関が描いた筋書きに沿って、自らの責任を転嫁・軽減するために、虚偽の供述をする危険がある。共犯事件の刑事裁判では、しばしば、起訴を免れた「共犯者」が検察官請求証人として証言し、あるいは、その供述調書が検察官から証拠として請求され、その供述に基づいて有罪認定が行われている。捜査機関が抱いている犯罪の嫌疑を認める供述をすることと引き換えに不起訴とすることは、「共犯者」とされた罪を犯していない市民をえん罪に陥れる危険が大きい。郵便不正・厚生労働省元局長事件では、起訴を免れた複数の「共犯者」が、検察官の描いた筋書きに沿って作成された、内容虚偽の供述調書に署名・押印したことが明らかになっている。

2016年の刑事訴訟法改正によって創設された「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」(協議・合意制度)は、不起訴処分等と引き換えに他人の刑事事件についての供述をすることを制度化したものであり、その供述の信用性について相当に慎重な判断がされなければ、えん罪を生じさせる危険が大きいものである。しかし、取調べの録音・録画義務の対象は限定されており、「共犯者」の供述の経過は必ずしも客観的に記録されていない。

2-5 被告人勾留と保釈

2-5-1 被告人勾留と保釈の現状と問題点

犯罪の嫌疑をかけられ、被疑者として勾留されて、そのまま起訴された場合、改めて審査されることなく、勾留は自動的に継続される。

機能していない勾留取消し

刑事訴訟法は、勾留の理由又は勾留の必要がなくなったときは、勾留を取り消さなければならないとしている（87条）。起訴がされたということは、検察官が起訴するに足る証拠を収集し、捜査は一旦終結しているのであるから、勾留の理由や必要性は大きく変化するはずである。しかし、実務上、裁判所が勾留を取り消すことはほとんどない。2019年、終局前に勾留状を発付された被告人員は4万6306人であるのに対し、刑事訴訟法87条により勾留を取り消された被告人員は、請求によるものと職権によるものを合わせて170人（0.4%）にすぎない。また、刑事訴訟法は、勾留による拘禁が不当に長くなったときについても、勾留を取り消すか、保釈を許さなければならないとしているが（91条）、2019年に裁判所が同条により勾留を取り消した人員は、0人である¹⁵。

図表6 勾留状を発布された・勾留を取り消された被告人員

(2019年・全裁判所)

			人員	比率
終局前に勾留状を発布された被告人			46,306	—
終局前に勾留を取り消された被告人	刑訴法 87 条	請求	98	0.2%
		職権	72	0.2%
	刑訴法 91 条		0	0.0%

形骸化している勾留期間の制限

刑事訴訟法は、勾留の期間は2か月を原則とし、「特に継続の必要がある場合」は1か月ごとに更新できるものとしているが、勾留更新の回数の制限を受けない事由がある場合を除き、勾留期間の最大限を3か月としている（60条2項）。しかし、実務上、勾留が更新されないことにより、被告人が釈放されることは極めて稀であり、勾留期間の制限は形骸化している。

このような勾留の運用の結果、保釈が許可され、保証金を納付して保釈されない限り、身体を拘束されたまま公判期日を迎え、判決を宣告されることが常態化している。

¹⁵ 司法統計令和元年刑事事件編第16表「勾留・保釈関係の手續及び終局前後別人員 全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所」

弁護人以外の者との接見の禁止

また、被告人が犯罪の嫌疑を否認している事件では、起訴後も接見禁止が継続されることも少なくない。

原則と例外が逆転した保釈の運用

刑事訴訟法 89 条は、「保釈の請求があったときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない」として、保釈されることが原則であるとしているが、除外事由である「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」(4号)を広く認める裁判所の運用により、原則と例外が逆転している。

犯罪の嫌疑を否認する市民に課される不利益

実務上、被告人が犯罪の嫌疑を否認している事実を、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」の認定に用いて、それを理由に保釈請求を却下する運用が行われている。その結果、罪を犯していない市民が、罪を犯していないからこそ、犯罪の嫌疑を否認すると、そのことを理由に、長期間身体を拘束されるという事態が発生している。郵便不正・厚生労働省元局長事件では、起訴された4人のうち、検察官の筋書きに沿った内容虚偽の供述調書に署名・押印した3人が起訴後速やかに保釈されたのに対し、罪を犯していないからこそ、犯罪の嫌疑を否認し続けた元局長は、起訴から保釈されるまで4か月以上を要した。その間、検察官は、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるなどとして保釈に反対し続け、裁判所も、検察官の意見を受け入れて、複数回にわたり保釈請求を却下している。2019年の地方裁判所の通常第一審における保釈率は、自白事件で33.1%、否認事件で28.2%であり、いずれの場合も保釈されることが例外となっている。時期別の保釈率をみると、第1回公判期日の前の保釈率は、自白事件では25.8%であるのに対し、否認事件では12.7%である。勾留期間別の保釈率をみると、起訴後15日以内の保釈率は、自白事件では17.8%であるのに対し、否認事件では7.1%である。起訴後1月以内の保釈率は、自白事件では23.3%であるのに対し、否認事件では9.4%である。このように、無罪を主張している被告人の9割前後が、起訴後1か月を超えても保釈されず、保釈されないまま第1回公判期日を迎えているのが現状である¹⁶。

¹⁶ 当連合会が最高裁判所から提供を受けた統計情報「通常第一審における終局人員のうち保釈された人員の保釈の時期（地裁）（令和元年）」「通常第一審における終局人員のうち保釈された人員の勾留期間（地裁）（令和元年）」

長期間の身体拘束を手段とした虚偽の供述の強要

このような保釈の運用は、特に罪を犯していない人の人権を侵害し、その公判の準備を困難にして、公正な裁判を妨げている。そればかりでなく、捜査機関が抱えている犯罪の嫌疑を否認すると、長期間身体を拘束されるということが、虚偽の供述を強要する手段として利用されている。2016年の刑事訴訟法改正に当たっては、衆参両院法務委員会において、「保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第三百二十六条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること」につき、格段の配慮を求める附帯決議がなされている。

2-5-2 被告人勾留と保釈に関する当連合会の意見

否認・黙秘の不利益取扱いの禁止

保釈に関する裁判においては、被告人の防御権を踏まえ、被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならないことを、刑事訴訟法上明確に規定すべきである。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その3)」)

必要的保釈の除外事由の改正

必要的保釈(刑事訴訟法89条)の除外事由を改正し、保釈の原則と例外が逆転した現象を正すべきである。

同条4号は「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」を必要的保釈の除外事由としているが、この事由は、文言上、勾留の要件(60条1項2号)と同一である。勾留の要件と文言上同一の除外事由が定められていることは、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を緩やかに認定する傾向と相まって、必要的保釈の規定を形骸化し、原則と例外が逆転した現象を生じさせてきた。同条は、「被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき」については除外事由としておらず、保証金及び条件を附することによって、その防止を図ることを想定していると解される。罪証隠滅についても、保証金及び条件を附することによってその防

止を図るべきであり、4号は削除すべきである。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その3)」)

同条1号は「被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき」を必要的保釈の除外事由としているが、これを「被告人が死刑に当たる罪を犯したものであるとき」と改正し、対象を限定すべきである。

同条3号は「被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき」を必要的保釈の除外事由としているが、同号は削除するか、「常習として」の要件を厳格化すべきである。

同条5号は「被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき」を必要的保釈の除外事由としているが、4号と同様、緩やかに認定されることによって、必要的保釈の規定が形骸化し、原則と例外が逆転した現象を生じさせてきた。5号は削除するか、「相当な理由」を「十分な理由」と改正して、要件を厳格化すべきである。

(「勾留・保釈制度改革に関する意見書」)

2-6 第一審

2-6-1 第一審の現状と問題点

不十分な証拠開示

罪を犯していない市民は、刑事裁判を受けることになっても、自らの無罪を明らかにするための証拠を収集するために強制力を行使することはできない。他方で、捜査機関は、捜索して証拠物を押収し、人の身体を拘束するなどの強制力を行使して収集したものを含む多数の証拠を保有している。しかし、検察官が裁判所に提出するのは、そのうち検察官が必要と判断し、取調べを請求するものに限られる。現行刑事訴訟法上、検察官は、被告人側に対しても、証拠を全面的に開示する義務を負うものとはされていない。

争点及び証拠の整理を目的とする公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件においては、検察官は、被告人側の請求により、検察官請求証拠の証明力判断のために必要な一定の証拠(類型証拠)及び被告人側の主張に関連する一定の証拠(主張関連証拠)を開示することが義務付けられている。

2016年の刑事訴訟法改正によって、被告人側の請求により、検察官が保管する証拠の一覧表を交付することも義務付けられた。しかし、検察官が交付する一覧表の証拠書類の標目には「捜査報告書」といった標題のみが記載されていることが多く、弁護人が証拠を識別するために必要な情報が十分に記載されているとはいえない。2019年の通常第一審事件の終局総人員5万3262人のうち、公判前整理手続に付されたのは1245人(2.3%)、期日間整理手続に付されたのは211人(0.4%)である¹⁷。公判前整理手続又は期日間整理手続に付されていない事件においては、これらの証拠開示及び一覧表交付は義務付けられておらず、運用上も、検察官は、一般的に、証拠の一覧表の交付を拒んでいる。

図表7 公判前整理手続・期日間整理手続に付された被告人員

(2019年・地裁簡裁総数)

	人員	比率
終局総人員	53,262	—
うち公判前整理手続に付された被告人	1,245	2.3%
うち期日間整理手続に付された被告人	211	0.4%

罪を犯していない市民が無罪であることを明らかにする証拠を捜査機関が保有していても、それが被告人側に開示されないことにより、えん罪が発生している。氷見事件、布川事件、東京電力女子社員殺人事件、大阪市強姦虚偽証言再審事件及び東住吉事件では、いずれも、無罪方向の証拠が存在していたにもかかわらず、開示されていなかったことが明らかになっている。これらの事件において、当初から被告人側に全ての証拠が開示されていれば、誤って有罪判決が言い渡されずに済んだ可能性が大きい。

争いの有無によって区別されていない公判手続

現行刑事訴訟法は、被告人が無罪を主張している事件の手続と、被告人が有罪を認めている事件の手続を区別していない。罪を犯しておらず、無罪を主張する被告人も、罪を犯し、有罪を認めて刑の量定を受ける被告人も、同

¹⁷ 司法統計令和元年刑事事件編第39表「通常第一審事件の終局総人員 公判前整理手続及び期日間整理手続の実施状況別合議・単独、自白の程度別 全地方・簡易裁判所」

じ手続の刑事裁判を受けることになる。2019年の通常第一審事件の終局総人員5万3262人のうち、自白は4万7180人(88.6%)、否認は4847人(9.1%)である¹⁸。

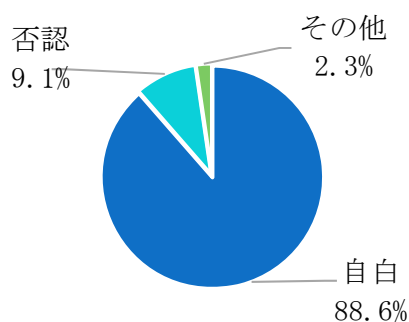
図表 8-1 自白の程度別人員

(2019年・地裁簡裁総数)

	人員	比率
終局総人員	53,262	—
うち自白	47,180	88.6%
うち否認	4,847	9.1%
うちその他	1,235	2.3%

図表 8-2 自白の程度別比率

(2019年・地裁簡裁総数)



有罪・無罪の判断と刑の量定の区別のない手続

また、現行刑事訴訟法は、有罪・無罪を判断する手続と、刑の量定の手続を明確に区別していない。そのため、罪を犯していない市民が無罪を主張している場合でもあっても、有罪・無罪の判断がされる前に、「被害者」が手続に参加し、被害に関する心情その他の意見の陳述がなされたり、情状として前科に関する証拠が取り調べられたりしている。

裁判員裁判と裁判官裁判

「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」「裁判所法第二十六条第二項第二号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの」については、裁判官(3人)と国民の中から選任された裁判員(6人)によって構成される合議体によって裁判が行われる。それ以外の事件については、1人又は3人の裁判官のみによって裁判が行われる。2019年の通常第一審事件の終局総人員5万3262人のうち裁判員裁判による終局総人員は、1001人(1.9%)である¹⁹。

¹⁸ 司法統計令和元年刑事事件編第39表「通常第一審事件の終局総人員 公判前整理手続及び期日間整理手続の実施状況別合議・単独、自白の程度別 全地方・簡易裁判所」

¹⁹ 司法統計令和元年刑事事件編第45表「通常第一審事件のうち裁判員裁判による終局総人員 受理区分及び終局区分別 地方裁判所管内全地方裁判所」

通訳人

刑事裁判を受ける人が日本語を解することができない場合、その権利を保障し、公平な裁判を実現するためには、正確な通訳を確保することが必要不可欠である。しかし、通訳人については、その質の確保、資格、身分保障、誤訳防止のための制度等が法令に定められておらず、複数の裁判例において、通訳の正確性や通訳人の適格性が問題とされている。

検察官による「証人テスト」

検察官は、公判廷における証人尋問に先立ち、「証人テスト」と称する綿密な打合せを行っている。証人テストにおいて、検察官が作成した回答付きの尋問事項メモを基に読み合わせをしたり、検察官が作成したメモを証人に持ち帰らせたりしたことが発覚した事例もある。

証人の供述による有罪認定

人の供述は、知覚・記憶・表現・叙述の各過程に誤りが介入しやすく、変容しやすい証拠である。「目撃者」の供述、「被害者」の供述、「共犯者」の供述には、それぞれ、えん罪を生じさせる危険が潜んでいる。日本の刑事裁判では、供述を裏付ける客観的証拠がなくても、供述が変遷していたとしても、その信用性を肯定し、それに基づいて有罪認定をすることが少なくない。例えば、大阪市強姦虚偽証言再審事件では、「目撃者」及び「被害者」の証言に、それを裏付ける客観的な証拠がなく、供述も変遷していたにもかかわらず、信用性を肯定し、それに基づいて有罪認定をしたが、後に、それらの証言はいずれも虚偽であったことが明らかになっている。

供述調書による有罪認定

刑事訴訟法は、伝聞証拠(相手方当事者による反対尋問を経ない供述証拠)は原則として証拠とすることができないものとしている(320条)。この原則の例外として、「検察官の面前における供述を録取した書面」について、「公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異なつた供述をしたとき」は、「公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限り、証拠とすることができるものとされている(321条1項2号後段)。「前の供述を信用すべき特別の状況」を緩やかに認める運用がされており、証人が検察官調書と異なる内容の証言をしたとき、この規定に基づいて検察官調書を採用し、それに基づ

いて有罪認定が行われている。公開の法廷で宣誓した証人が、被告人は罪を犯していない旨の証言をし、あるいは弁護人の反対尋問で弾劾されても、取調べで作成された検察官調書により、有罪認定されることはまれではない。

虚偽自白による有罪認定

被告人の供述調書も、「その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき」は、「任意にされたものでない疑があると認めるとき」を除き、証拠とすることができるものとされている(刑事訴訟法322条1項)。被告人が公判期日で犯罪の嫌疑を否認する供述をしても、この規定によって、被告人の自白調書を採用し、それに基づいて有罪認定が行われている。足利事件、布川事件、北九州爪ケア事件、東住吉事件及び湖東事件では、被告人の捜査段階での自白について、任意性に疑いはないものとして証拠採用し、それに基づいて有罪認定をしたが、後に、いずれも虚偽の自白であったことが明らかになっている。

被告人の供述の取扱い

刑事裁判では、疑わしいときは被告人の利益に判断すべきであり、有罪とするためには、検察官が、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の証明をしなければならない、というのが原則である。しかし、罪を犯していない被告人が、その供述を信用してもらうことは、必ずしも容易ではない。例えば、検察官請求証人の証言と被告人の供述が対立した場合、裁判所は、検察官請求証人の証言の信用性を肯定し、被告人の供述の信用性を否定して、有罪認定することが多い。大阪市強姦虚偽証言再審事件の第一審判決は、「被告人の否認供述は、被害少女供述に疑問を差し挟む程度の信用性すら認めることができない」と評価し、罪を犯していない被告人を「不合理な弁解に終始して本件各犯行を全面的に否認し、反省の情が皆無である」と非難までしていた。東住吉事件の第一審判決も、取調官の証言の信用性を肯定する一方で、罪を犯していない被告人の公判供述の信用性を否定していた。

多数決による有罪

日本の刑事裁判では、多数決で有罪とすることが許されている。裁判員裁判では、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む必要があるが、双方の意見を含んでいれば、多数決で有罪とすることができる。例えば、裁判員6人のうち4人が無罪の判断をしても、裁判員2人と裁判官3人が有罪の判断をすれ

ば、被告人は有罪とされることになる。死刑の選択についても、同様である。陪審制度が導入されているアメリカ、カナダ及びイギリスでは、有罪とするためには原則として全員一致が要求されており、参審制度が導入されているフランス及びドイツでも、有罪とするためには3分の2の多数が必要とされている。2019年の通常第一審事件の終局総人員5万3262人のうち、有罪の総数は5万1675人(97.0%)、無罪は113人(0.2%)である²⁰。

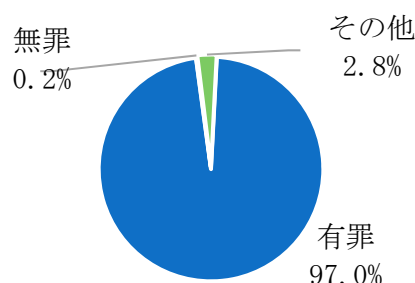
図表 9-1 終局区分別人員

(2019年・地裁簡裁総数)

	人員	比率
終局総人員	53,262	—
うち有罪	51,675	97.0%
うち無罪	113	0.2%
うちその他	1,474	2.8%

図表 9-2 終局区分別比率

(2019年・地裁簡裁総数)



2-6-2 第一審に関する当連合会の意見

無罪推定原則の明定

無罪推定原則は、憲法31条の要請するものであり、国際人権規約によっても保障されている。しかし、日本の刑事司法は、捜査機関が嫌疑を向けた被疑者・被告人が真に犯罪を行った者であると推定し、その者が罰を免れることを許さないという発想に立脚して運用されてきた。無辜の不処罰の優先性を明確にし、刑事司法に携わる者の自覚を促すため、刑事訴訟法の総則に無罪推定原則を明文で規定するべきである。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その1)」)

全面的証拠開示

被告人側に対する証拠開示は、公判前整理手続等に付された事件に限ら

²⁰ 司法統計令和元年刑事事件編第21表「通常第一審事件の終局総人員 受理区分及び終局区分別 地方裁判所管内全地方裁判所別」及び第22表「通常第一審事件の終局総人員 受理区分及び終局区分別 地方裁判所管内全簡易裁判所別」

れることなく、全ての事件においてなされるべきである。そして、被告人に有利な証拠が隠されることにより、事実を誤認して人を処罰しないために、原則として全ての証拠を開示する制度が創設されるべきである。

検察官は、公訴提起後速やかに、当該事件の捜査の過程で作成又は入手した全ての証拠について、被告人及び弁護人に閲覧及び謄写の機会を与えなければならないものとするべきである。

検察官は、特定の証拠を開示することによって国家の重大な利益又は個人の生命若しくは身体の安全を害する具体的かつ現実的な危険性があるときは、裁判所に対し、当該証拠についての開示義務を免除し、又は、開示の時期若しくは方法を指定し、若しくは条件を附する旨の決定を求めることができるものとするべきである。裁判所は、上記の危険性が認められ、かつ、被告人の防御の準備のために当該証拠を開示する必要性がないと認められる場合に限り、開示義務を免除することができるものとするべきである。

弁護人は、検察官が開示すべき証拠を開示しないときは、裁判所に対し、検察官に証拠開示を命じる旨の決定を求めることができるものとするべきである。

公訴提起から第1回公判期日までは、証拠開示に関する決定は、受訴裁判所ではなく裁判官が行うものとするべきである。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その2)」)

犯罪捜査の記録

検察官、検察事務官及び司法警察職員は、犯罪の捜査において、その全過程について「捜査に関する記録」(捜査の端緒、基本的捜査方針、収集資料に関するものなど)及びその目録を作成しなければならないものとし、司法警察職員は、検察官への事件送致の際、捜査に関する記録の目録を送付しなければならないものとするべきである。捜査機関に対して犯罪捜査の記録化を義務付けることは、捜査過程の適正化及び公訴提起後の証拠開示のために重要な意味を有する。

(「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」)

手続二分制度

公訴事実について争いがある事件においては、関連性のある証拠のみに基づく公訴事実の存否の判断を確保するため、公訴事実の存否を判断する

手続と刑の量定の手続を区別し、まず公訴事実の存否と関連性のある証拠のみに基づいて有罪か無罪かを判断し、有罪の判断をした場合に限り量刑審理を行う手続二分制度を導入すべきである。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その2)」)

裁判員制度対象事件の拡大

裁判員制度対象事件を拡大して、公訴事実等に争いがあり、かつ被告人又は弁護人から請求があった事件について、裁判員の参加する合議体で取り扱うものとし、裁判官と裁判員のダブルチェックを受けることができるようにすべきである。

(「裁判員の参加する公判手続等に関する意見書」)

刑事法廷内における手錠・腰縄の使用禁止

刑事公判を担当する裁判官は、被疑者又は被告人について、個別・具体的根拠に基づき逃走、自傷、他害又は器物損壊の行為を行う現実的なおそれがあると認められる例外的な事情のない限り、入廷前の解錠及び退廷後の施錠を原則とし、被疑者又は被告人の手錠及び腰縄姿が、傍聴人や裁判官を含めた訴訟関係人をはじめ、誰の目にもさらされないようにすべきである。

法務省及び警察庁は、刑事収容施設の職員に対して、上記の内容を周知徹底すべきである。

(「刑事法廷内における入退廷時に被疑者又は被告人に手錠・腰縄を使用しないことを求める意見書」)

通訳人制度の整備

通訳人の能力確保のための資格・名簿制度、通訳人の能力の維持及び向上のための継続的研修制度を法律で定めるべきである。

通訳人の身分保障のための報酬制度、誤訳防止のための複数選任の原則、事前準備の機会付与の義務、事後的な検証のための録音・異議・鑑定、訴訟関係者及び裁判所の配慮義務について、規定を設けるべきである。

(「法廷通訳についての立法提案に関する意見書」)

伝聞例外規定の厳格化

供述調書がえん罪の主要な原因となっていることを踏まえ、供述調書を証拠として許容する要件を厳格化すべきである。刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号後段は、削除すべきである。

(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書 (その 1)」)

評決要件の改正

えん罪を防止するためには、有罪の判断が慎重に行われることを確保する必要がある。裁判員制度は、裁判官の常識のみならず、多様な知識・経験を有する裁判員の常識によっても、「被告人が起訴状に書かれている罪を犯したことは間違いない」と言えるかをチェックすることにより、無罪推定に忠実なより良い刑事裁判を実現するものである。被告人を有罪とするに当たっては、裁判官の過半数によって「間違いない」と認められ、かつ裁判員の過半数によっても「間違いない」と認められることを求めることにより、ダブルチェックを働かせる制度の趣旨がより果たされるということが出来る。有罪の裁判をする場合の評決要件について、裁判官の過半数かつ裁判員の過半数の意見によることとすべきである。

(「裁判員の参加する公判手続等に関する意見書」)

2-7 控訴・上告

2-7-1 控訴・上告の現状と問題点

罪を犯していない市民が第一審で有罪とされた場合、救済を求めるためには、控訴をすることになる。2019年、被告人側が控訴した人員5755人(双方が控訴した人員19人を含む。)のうち、事実の誤認を控訴理由としたものは1755人であり²¹、そのうち控訴審が第一審判決を破棄したのは161人(9.2%)である²²。同年、控訴審が無罪の自判をしたのは、22人である²³。

²¹ 司法統計令和元年刑事事件編第58表「控訴事件の終局総人員 罪名別受理区分及び控訴理由別 高等裁判所管内全高等裁判所別」

²² 司法統計令和元年刑事事件編第69表「控訴事件の破棄人員 控訴理由別 高等裁判所管内全高等裁判所別」

²³ 司法統計令和元年刑事事件編第72表「控訴事件の破棄自判人員 罪名別終局区分別 高等裁判所管内全高等裁判所別」

無罪判決に対する控訴・上告

憲法39条は、「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない」としている。しかし、現行刑事訴訟法は、無罪判決に対して、検察官が控訴・上告することを認めている。罪を犯していない市民が第一審で無罪判決を受けても、検察官が控訴・上告することにより、再び刑事責任を問われる危険に晒されることになる。例えば、第一審で6人の裁判員と3人の裁判官が全員一致で無罪と判断しても、控訴審の3人の裁判官のうち、2人の判断で有罪とされることもあり得る。東京電力女子社員殺人事件では、第一審が無罪としたにもかかわらず、検察官が控訴し、控訴審が逆転有罪としたことにより、罪を犯していない人が7年以上服役する結果を招いている。2019年、第一審の無罪判決に対して控訴がなされた終局総人員は24人であり、そのうち10人(41.7%)について控訴審が第一審判決を破棄しており、うち8人(33.3%)については、差し戻すことなく控訴審が有罪の自判をしている²⁴。

図表 10 第一審無罪判決の控訴審の終局区分別人員

(2019年・高裁)

	人員	比率
終局総人員	24	—
うち破棄	10	41.7%
自判(有罪)	8	33.3%
差し戻し・移送	1	4.2%
うち控訴棄却	14	58.3%

無罪とされた被告人の勾留

罪を犯していない市民が第一審で無罪判決を受けても、検察官が控訴すると、勾留状が発せられ、勾留が継続することがある。東京電力女子社員殺人事件では、第一審が無罪の判決をした後、高等裁判所が勾留を認め、罪を犯していない市民の身体を拘束し続けた。

上告審の実情

²⁴ 司法統計令和元年刑事事件編第63表「控訴事件の終局総人員 第一審判決と控訴審結果との比較 全高等裁判所」

罪を犯していない市民が控訴審で有罪とされた場合、救済を求めるためには、上告をすることになる。上告の理由は憲法違反又は判例違反に限定されており（刑事訴訟法405条）、事実の誤認については、裁判所が裁量的に破棄することができるにすぎない（同法411条）。2019年の上告審終局総人員は2091人であるが、このうち上告審が控訴審判決を破棄したのは3人（全部有罪の自判）である²⁵。

2-7-2 控訴・上告に関する当連合会の意見

検察官控訴の制限

罪を犯していない市民が、無罪判決を受けたにもかかわらず再び刑事責任を問われることがないようにするため、検察官が事実誤認を理由として控訴することを禁止すべきである。

（「事実誤認を理由とする検察官控訴の禁止に関する意見書」）

無罪判決後の勾留の制限

判決で無罪の言渡しがあったときには、少なくとも、上訴審において当該判決が破棄され、有罪が宣告されるまでは、当該被告人を無罪として扱い、身体を拘束すべきではない。刑事訴訟法345条に、2項として、「判決で無罪の言渡しがあったときは、上訴審において原判決が破棄されるまで、新たに勾留状を発することはできない。」との規定を新設すべきである。

（「無罪判決後の勾留に関する意見書」）

2-8 再審

2-8-1 再審の現状と問題点

再審の重い扉

罪を犯していない市民に対する有罪判決が確定した場合、最後に残された救済手続が、再審である。再審は、ときには死の淵に立たされている無辜を救うための、究極の人権侵害を防止するための、文字どおりの最終手段であ

²⁵ 司法統計令和元年刑事事件編第80表「上告事件の終局総人員 控訴審判決と上告審結果との比較 最高裁判所」

る。再審は、有罪の言渡しを受けた者等の請求により、裁判所がその請求に理由があると判断したときに、開始の決定が行われるが（刑事訴訟法448条1項）、再審開始の要件は厳しい。2018年、再審請求事件で決定を受けた200人のうち、再審開始決定のあったのは3人（1.5%）にすぎない²⁶。

図表 11 再審開始決定のあった人員

(2018年・全裁判所)

	人員	比率
既済人員	200	—
うち再審開始決定のあった人員	3	1.5%

整備されていない証拠開示

再審請求審においては、証拠開示の規定がなく、有罪判決が確定した市民が無罪であることを示す証拠が検察官の手元にあったとしても、その開示は義務付けられていない。再審請求審が係属した裁判所の姿勢によって、証拠開示が左右されており、検察官が裁判所の決定や勧告に応じない不誠実な対応を採ることもある。大阪市強姦虚偽証言再審事件では、裁判所が検察官に対して証拠の一覧表を弁護人に交付するよう命じたにもかかわらず、検察官はこれに応じなかった。

再審開始決定に対する検察官の不服申立て

刑事訴訟法は、再審開始決定に対し、検察官が不服申立てをすることを禁止していない。そのため、罪を犯していない市民がようやく再審開始決定を受けても、検察官の不服申立てにより、再審公判の開始が遅延することや、再審開始決定が取り消されることもある。検察官は、再審公判で争うこともできるにもかかわらず、再審開始決定に対して不服申立てをすることがまれではない。検察官の不服申立てにより、長い年月をかけて再審開始決定を受けた市民に、更に重い防御の負担が課され、救済までに更に長い年月を費やす結果が生じている。

²⁶ 最高裁判所事務総局刑事局「平成30年における刑事事件の概況（上）」（法曹時報第72巻第2号）187頁

少年法上の保護処分取消し

少年法上の保護処分については、刑事訴訟法上の再審に対応するものとして、保護処分の取消しの制度が設けられているが（27条の2）、保護処分が終了した後については、少年が死亡した場合の取消しが認められていないなど、救済の道が制限されている。

2-8-2 再審に関する当連合会の意見

再審における証拠開示の法制化

再審請求手続における証拠開示について、証拠一覧表の提出、証拠開示命令、証拠の存否調査命令、生体試料その他の証拠物に関する特則等を内容とするルールを法制化すべきである。

再審請求手続外における証拠の閲覧謄写について、証拠物の閲覧及び証拠書類等の閲覧謄写の権利を内容とするルールを法制化すべきである。

証拠の保管について、証拠の適正保管義務、証拠目録の作成及び送付義務、並びに裁判所不提出記録及び証拠物の保管等義務を内容とするルールを法制化すべきである。

（「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」）

再審開始決定に対する不服申立ての禁止

えん罪被害者の速やかな救済のため、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すべきである。

（「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」）

3 えん罪原因の調査究明

えん罪を防止するためには、えん罪の発生原因を徹底的に究明することが不可欠である。しかし、近年、志布志事件、氷見事件、足利事件、郵便不正・厚生労働省元局長事件、北九州爪ケア事件、布川事件、パソコンの遠隔操作による脅迫メール事件、東京電力女子社員殺人事件、大阪市強姦虚偽証言再審事件、東住吉事件、松橋事件、湖東事件など、相次いでえん罪事件が発覚したにもかかわらず、その発生原因の究明は極めて不十分である。

えん罪事件について、その捜査、起訴及び公判など刑事諸手続の過程における誤りの原因を調査究明し、えん罪防止へ向けた諸制度の運用改善及び立法を提言するため、調査権限を持った第三者機関（えん罪原因調査究明委員会）を設置すべきである。

（「えん罪原因調査究明委員会の設置を求める意見書」）

図表 12 関連意見書一覧

年月日	意見書
2007年9月14日	勾留・保釈制度改革に関する意見書
2011年1月20日	えん罪原因調査究明委員会の設置を求める意見書
	面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音についての意見書
2011年2月18日	被疑者国選弁護人の複数選任制度に関する意見書
2011年4月15日	接見・秘密交通権確立についての意見書
2011年12月15日	取調べの録画の際の撮影方向等についての意見書
2012年3月15日	裁判員の参加する公判手続等に関する意見書
2012年6月14日	新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その1）
2012年9月13日	新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その2）
	新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）
2012年9月14日	知的障がいのある被疑者等に対する取調べの立会いの制度化に向けた意見書
2013年7月18日	法廷通訳についての立法提案に関する意見書
2014年5月8日	捜査段階で裁判所が関与する手続の記録の整備に関する意見書
	犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書
2015年10月21日	無罪判決後の勾留に関する意見書
2016年3月17日	事実誤認を理由とする検察官控訴の禁止に関する意見書
2018年4月13日	弁護人を取調べに立ち会わせる権利の明定を求める意見書
2019年5月10日	再審における証拠開示の法制化を求める意見書
2019年10月	人権のための行動宣言2019 ※「人権のための行動宣言2014」（2014年10月）を改訂
2019年10月4日	弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言－取調べへの立会いが刑事司法を変える
2019年10月4日	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議
2019年10月15日	刑事法廷内における入退廷時に被疑者又は被告人に手錠・腰縄を使用しないことを求める意見書